



高齢者福祉／障がい者福祉

高齢者福祉

問 福祉介護課

高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な福祉サービスや生活支援サービス等が必要であることから、保健、医療、介護、福祉の分野が連携しサービスを提供しています。また、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めています。

地域包括支援センター

問 福祉介護課

地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から、総合的な相談に応じる窓口です。

●主な仕事

| | |
|-------------------|---|
| 総合相談・支援 | 高齢者やその家族の皆さんに抱える悩みや心配ごとなどに対応します。介護、保健、医療、福祉に関することなど、何でもご相談ください。 |
| 介護予防マネジメント | 介護が必要となるおそれのある高齢者及び要支援1・2の方に介護予防ケアプランの作成を行います。 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 高齢者に対して、包括的かつ継続的サービスが提供されるように、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。 |
| 要援護高齢者支援ネットワーク | 認知症やひとり暮らしの高齢者等、見守りが必要な方に対し、関係機関・団体等の連携を強化し、安否確認や孤独死の予防、虐待の早期発見を行います。 |

成年後見センター

問 福祉介護課

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることに不安や心配のある方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう「成年後見制度」に関する相談や制度の利用などの支援を行います。

判断能力に不安のある方の生活や、財産管理など、困りごとについて相談に応じます。

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

「社協ってなあに？」

社協は、地域のみなさまや福祉・保健・医療など様々な関係機関と連携して、誰もが住みなれた町で安心して暮らしていくける「福祉のまちづくり」を目指す民間福祉団体です。実施する事業は、みなさまからご協力いただく社協会費や寄附金、共同募金の配分金等を財源としています。社会福祉協議会は、地域のみなさまや福祉団体、事業所、学校、企業等と一緒に話し合って考えていく「協議会」として、さまざまな事業を実施しています。

「どんなことをしているの？」

1.地域福祉を担う人材の育成

- ・地域や子どもたちへの福祉講座、体験
- ・ボランティアを学ぶ、育てる



2.ふれあい支え合い助け合い

- ・サロン活動の支援(助成等)
- ・福祉団体の支援
- ・地域食堂の運営



3.自立した生活が送れる支援体制づくり

- ・福祉資金の貸し付け
- ・乳酸飲料等配付による見守り
- ・車椅子、ベッドの貸し付け
- ・あんしんサポートねっと
- ・心配ごと、結婚相談事業



〒369-1304

長瀬町大字本野上1021(長瀬町保健センター 2階)

☎0494-66-1139 ✉nshakyo3@mb.jnc.ne.jp

広告

地域に根ざした明るい施設
豊かな暮らし。

社会福祉法人長瀬援社会

ながとろ苑

特定非営利法人ホームページ 介護老人福祉施設

長瀬町野上1028
TEL 0494-69-2055
FAX 0494-66-0188



障がい者福祉

問 福祉介護課、町民課

| | |
|----------------|--|
| 身体障害者手帳 | 身体に障がいがある方の福祉を増進する各種サービスを受けやすいうように、本人または保護者の申請により、手帳を交付しています。 |
| 療育手帳(みどりの手帳) | 知的に障がいがある方の福祉を増進する各種サービスを受けやすいうように、本人または保護者の申請により、手帳を交付しています。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 統合失調症、うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患がある方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、手帳を交付しています。 |
| 補装具・日常生活用具の給付 | 身体上の障がいを補うための補装具の給付、日常生活を改善するための日常生活用具の給付を行っています。 |
| 福祉タクシー利用料助成 | 在宅の身体障害者手帳1・2級か療育手帳Ⓐ・Aの方に対し初乗り料金を助成します。 |
| 自動車燃料給付 | 身体障害者手帳下肢、体幹の4级以上か療育手帳同一生計者に対し、外出に使用する自動車等の燃料費の一部を助成します。 |
| 難病患者通院交通費補助 | 難病の患者が必要とする治療を容易に受けられるようにするため、通院にかかる交通費の一部を補助します。 |
| 重度心身障害者医療費支給制度 | 重度の心身障がい者の方が、医療機関等で診療を受けたときに、各種健康保険(国保・社保等)制度による医療費の一部負担金(健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く)を支給する制度です。 |

福祉サービス等

問 福祉介護課

| | 事業名 | 対象 | 内容 |
|---|-----------------------|--|---|
| 1 | 緊急通報システム | 電話を設置している高齢者等で、①もしくは②のいずれかの方 ①身体上の慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意が必要な方 ※同じ敷地・建物内に通報できる親族等がいない方 ②元気ではあるが、ひとり暮らしに不安を抱える高齢者等(昼間や夜間にひとりになる方等を含む) | 緊急通報装置のボタンを押すだけで直接消防本部へ通報するシステムです。 ①の方は利用にかかる費用は町が負担 ②の方は利用にかかる費用は利用者が負担 |
| 2 | ねたきり老人等手当支給 | 心身の障がいや日常生活に著しい支障のある寝たきりの高齢者やその介護者に手当を支給します。 | 4月・8月・12月に手当を支給します。 |
| 3 | 紙おむつ支給 | 在宅で生活している、常時おむつを必要とする方に対し、紙おむつを支給します。 ①65歳以上の要介護状態区分が3以上の認定を受け、世帯非課税の方 ②3歳以上の肢体不自由1級または2級、ぼうこうまたは直腸の機能障害に該当する身体障害者手帳所持者、Ⓐ・Aに該当する療育手帳所持者で、非課税の方 | 毎月、委託業者がおむつを宅配します。 |
| 4 | 配食サービス | 65歳以上で、要介護・要支援認定を受け、在宅のひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯であり、自ら食事の支度をすることが困難である方 | 月曜日から金曜日までのうち週2回以内で、栄養バランスのとれた食事を届け、併せて安否確認を行います。 |
| 5 | 認知症高齢者等見守りシール交付 | 65歳以上で在宅で生活している方で、①もしくは②のいずれかの方 ①医師により認知症と診断された方 ②認知症などにより、徘徊や行方不明になる行動がみられる方 | 認知症などで行方不明になった際、発見者と保護者がメールでやりとりし安全を確保するために、対象者の衣類や持ち物に貼付けする二次元コード付きのシールを配布します。 |
| 6 | 通いの場づくりを目的とした移動販売車の運行 | 通いの場づくりのきっかけとして、町内の集会所等に移動販売車を定期的に巡回させ、地域交流のほか、高齢者等の買物支援や健康相談、見守りなどを行います。 | |



生活困窮者自立支援制度

問 福祉介護課

失業・病気などさまざまな問題で生活に困っている方、ひとりで悩まずまずご相談ください。埼玉県が委託した専門の相談支援員がどうしたらいいかと一緒に考え、解決に向けてサポートします。相談は無料です。秘密は厳守します。どうぞお気軽にご相談ください。

相談できる方

- ・生活保護を受けていない方
- ・失業・病気などさまざまな問題で生活に困っている方

お問い合わせ

アスポート相談支援センター埼玉秩父

| | |
|-------|---|
| 電話番号 | ☎62-6565 |
| ファックス | ☎63-1577 |
| 住所 | 皆野町大字大渕103番地1 皆野町社会福祉協議会内 秩父鉄道皆野駅から徒歩25分 |
| 開所時間 | 平日8:30~17:00(年末年始を除く) |

虐待の種類と発見のサイン

問 福祉介護課、健康こども課

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、下記に電話してください。

| | 例えはこんなこと… | こんなサインに注意！ |
|-------------|---|---|
| 身体的虐待 | ・叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる ・外に閉め出す ・体を縛りつけたり、意図的に薬を過剰に与える等 | ・体に不自然な傷やアザがある ・けがの原因を聞いても、本人や家族の答えがあいまい |
| 心理的虐待 | ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・無視する ・排泄等の失敗に対してからかったり、恥をかかせるような言動をする ・子どもの目の前で夫婦喧嘩をする | ・家中から、怒鳴り声や悲鳴、泣き声が聞こえる ・落ち着きがない、投げやりな態度、抑うつ状態 |
| 性的虐待 | ・裸にして放置する ・卑猥な言葉を浴びせる、言わせる ・性行為を見せる、性行為を強要する等 | ・人目を避けるようになる ・急におびえたり恐ろしがる ・肛門や性器からの出血 |
| 養育・介護の怠慢、放棄 | ・食事を与えない、必要な世話をしない ・同居人や他の家族による虐待を放置する ・学校へ行かせない ・家に閉じ込める ・必要な医療を受けさせない | ・発育が悪い、やせてきた ・着衣や髪の毛が汚れている、季節や身体に合わない服装をしている ・いつもお腹をすかせて、むさぼるように食べる ・最近姿を見かけない |
| 経済的虐待 | ・必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の年金、預貯金を勝手に使う | ・お金がない、と言う ・必要な支払いが急にできなくなる |

虐待に関するご相談は

- ・高齢者の虐待 地域包括支援センター(福祉介護課内)…☎66-3111 内線142、143
- ・障がい者の虐待 福祉介護課…☎66-3111 内線144、145
- ・子どもの虐待 健康こども課…☎66-3111 内線134、135
- ・児童相談所全国共通ダイヤル…☎189
- ・埼玉県虐待通報ダイヤル…☎#7171

※ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合 ☎0120-80-7171

※どちらもつながらない場合 ☎048-762-7533(有料)

埼玉県では、早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の通報を24時間365日受け付けています。

